

地主・経営者のための
情報マガジン

12
December

Agri Times

あぐりタイムズ / 2016 vol.137

払いすぎた税金を清算する大切な手続

今年も始まる!年末調整



東京丸の内事務所

営業職に
大いに役立つ!

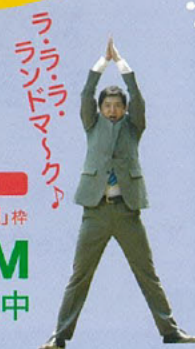
100切り! ゴルフ予備校

第50時限

腕を使用せずにクラブを
上げる方法を感じる

相続で遺産分割が 長引いた場合の問題点

テレ東系列
「ゴルフの真髓」枠
TVCM
全国放送中



今回は鈴木がお伝えします!

払いすぎた税金を清算する大切な手続

今年も始まる! 年末調整



1 正当な税額に一致させる手続

年末調整とは、本年中に支払ってきた給与について源泉徴収した税額の合計額を、給与の支払いを受ける各人ごとに正当な年税額に一致させるための手続です。給料や賞金、賞与などの給与所得については、1年間の給与の総額が確定する前に、あらかじめ給与の支払者が、所定の「源泉徴収税額表」によって1年分の所得税額の一部ずつを徴収して納税する仕組みになっています。この源泉徴収してきた税額はあくまでも概算にすぎないものであるため、本来の正当な年税額とは一致しないのが普通です。というのも、この概算額には給与の変動や、扶養親族などの異動、各種の「所得控除」、「税額控除」が反映されていないためです。



※ 平成28年分から給与所得控除額の上限額が段階的に引き下げられます。平成27年までは給与等の収入金額(給与所得の源泉徴収票の支払金額)が1500万円超で給与所得控除額の上限が245万円でしたが、平成28年は1200万円超で、上限が230万円、平成29年は1000万円超で、上限が220万円となります。



2 年末調整の対象となる人

年末調整は、本年最後の給与の支払をする時において「給与所得者の扶養控除等(異動)申告書」を提出している人のうち、本年中の給与の総額が2,000万円以下である人について行います。

3 年末調整で控除できるもの

年末調整の際に、給与所得の金額から控除できる控除項目は11種類、税額から控除できる控除項目は1種類あります。

所得金額から控除するもの			所得税額から控除するもの	
1. 社会保険料控除	5. 障害者控除	9. 配偶者特別控除	特定増改築等	※住宅借入金等特別控除は、初年度分については確定申告が必要になります。
2. 小規模企業共済等掛金控除	6. 寡婦(寡夫)控除	10. 扶養控除	※住宅借入金等特別控除	
3. 生命保険料控除	7. 勤労学生控除	11. 基礎控除		
4. 地震保険料控除	8. 配偶者控除			

なお、ここに挙げられていない控除項目も、確定申告書を提出することによってその控除を受けることができます。以下、主なものを簡単に解説していきます。

① 生命保険料控除

生命保険料控除の対象となる生命保険契約等及び個人年金保険契約等についての保険料や掛金は、一定の条件を満たしたものであれば、次によって計算した金額が控除されます。なお、平成22年度改正により、平成24年1月1日以後に締結したものと平成23年12月31日以前に締結したものとでは、以下のように取り扱いが異なるのでご注意ください。

適用限度額 12万円			
新契約	新生命保険料控除 最高4万円 (遺族保障等)	介護医療保険料控除 最高4万円 (介護保障、医療保障)	新個人年金保険料控除 最高4万円 (老後保障等)
+		〔新契約と旧契約の双方について控除の適用を受ける場合は合計で最高4万円〕	+
旧契約	旧生命保険料控除 最高5万円 (遺族保障、介護保障、医療保障)		旧個人年金保険料控除 最高5万円 (老後保障等)

	支払った保険料等の金額	生命保険料控除額
新契約 (平成24年1月1日以後に締結)に 基づく場合の控除額	20,000円以下	支払った保険料等の全額
	20,001円~40,000円	支払った保険料等の合計額 × 1/2 + 10,000円
	40,001円~80,000円	支払った保険料等の合計額 × 1/4 + 20,000円
	80,001円~	一律に40,000円
旧契約 (平成23年12月31日以前に締結)に 基づく場合の控除額	25,000円以下	支払った保険料等の全額
	25,001円~50,000円	支払った保険料等の合計額 × 1/2 + 12,500円
	50,001円~100,000円	支払った保険料等の合計額 × 1/4 + 25,000円
	100,001円~	一律に50,000円

② 地震保険料控除

本年中に給与の支払いを受けている人自身やその家族が所有しているもので、日常の居住用として使われている家屋や、家財を目的とする地震保険(共済)や火災保険(共済)に係る保険料(掛金)を支払っている場合、次の金額を控除できます。

支払った地震保険料等の区分	保険料等の金額	控除額
1 地震保険料等に係る契約のすべてが地震等損害により保険金や共済金が支払われる損害保険契約等に該当するものである場合	50,000円以下	支払った保険料の全額
	50,001円～	一律に50,000円
2 地震保険料等に係る契約のすべてが旧損害保険契約等である場合	その年中に支払った旧長期損害保険料の金額の合計額	10,000円以下
		10,001円～20,000円
		20,001円～
3 1と2がある場合	1と2で求めた控除額の合計額	50,000円以下
		50,001円～

③ 扶養控除

控除対象となる扶養親族は、その年の12月31日の現況で、次の要件のすべてに当てはまる人です。控除額は、年齢、障害の程度、同居しているか、によって異なります。

- 配偶者以外の親族(6親等内の血族及び3親等内の姻族)
- 年齢が16歳以上である
- 納税者と生計を一にしている
- 年間の合計所得金額が38万円以下
- 事業専従者としてその年を通じて一度も給与の支払を受けていない

4 復興特別所得税を源泉徴収することとされました

平成23年12月2日に東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法(平成23年法律第117号)が公布されました。これにより、所得税の源泉徴収義務者は、平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間に生ずる所得について源泉所得税を徴収する際、復興特別所得税を併せて徴収し、源泉所得税の法定納期限までに、その復興特別所得税を源泉所得税と併せて国に納付しなければならないこととされました。

$$\text{年調所得税額} \times 102.1\% = \text{年調年税額}$$

年末調整は、確定申告の前哨戦!ここで済ませられるものをしっかり処理しておけば、年明けの集計がぐんと楽になります。必要書類の収集はお早めに!



ランドマーク便り

メディア掲載情報



【日経新聞】
9月14日(水)日本経済新聞・神奈川版37面「中小承継支援の輪」でランドマーク税理士法人の事業承継専門部隊「事業承継支援室」について紹介されています。

11月セミナー・税務無料相談会のご案内

【知って安心!相続の手続き】



町田会場

14:00~16:00

TEL:042-720-4300 担当:3944

事前の準備から相続発生後に必要な手続きまで相続をスムーズに進めるための手続きをご案内。
受付は30分前より開始します。1時間のセミナー後は、希望者のみ無料で個別相談が可能です。是非ご予約時にお申込みください。



こちらからお申込み受付中!

<http://www.zeirisi.co.jp/seminar/index.html>

内定者・田中がお伝えする! ランドマークレポート!



ランドマーク税理士法人の社員数が、

ついに **135名** となりました。

今回はそんな急速に拡大する

会社の内定者として、

わたくし田中が9月に行われた

内定者研修と社員旅行を通じて

ランドマークの魅力をお伝えして参ります。

これから個性豊かな先輩社員の方々から、楽しい事から難しい事まで吸収して頑張りたいと思います。

9/9 内定者研修



同期と揃って研修を受けています。入る前から、相続など税務について学ぶ事が出来ます。



こんな風にお酒の場では、職場で見られない先輩方の一面が見られます!勉強になります!

9/16-17 社員旅行



普段会えない他事務所の方と懇親を深められます。今回は栃木県の那須で一泊してきました!



チーズガーデンやお菓子の城を巡って、心も体も満ち満ちた旅行でした。

相続で遺産分割が 長引いた場合の問題点

Q 父が亡くなったため相続税の申告をしなければなりません。現在、遺産分割協議を進めている最中ですが、兄弟間でもめてしまい、遺産の分割が決定するまで時間がかかりそうです。この場合、相続税の申告をするにあたって何か問題はあるのでしょうか。

法律上いつまでに遺産分割を行わなければならない、という決まりはありませんが、相続税の申告期限(相続開始の翌日から10ヶ月以内)までに分割が確定しない場合は、(1)配偶者の税額軽減の特例(2)小規模宅地等の評価減の特例(3)農地の納税猶予の特例が受けられない、(4)相続税の物納ができない、(5)非上場株式等の納税猶予が適用できない、といったデメリットがあります。また、遺産分割が確定していない場合でも、相続税の申告は期限内に済ませなければなりません。

今回は清水がお伝えします!

A



1. 分割が確定しない場合のデメリット

相続税の申告期限内に遺産分割が決まらなかった場合、不利になる点は以下のとおりです。

(1) 配偶者の税額軽減の特例が受けられない。

配偶者の税額軽減の特例とは、被相続人の配偶者が相続した財産については、法定相続分(または1億6,000万円のどちらか多い金額)以下である場合には配偶者に相続税がかからないという制度です。

(2) 小規模宅地等の評価減の特例が受けられない。

小規模宅地等の評価減の特例とは、遺産のうち居住用や事業用に供されていた宅地等は以下の面積までその土地の相続税評価額を減額できる制度です。

相続開始の直前における宅地等の利用区分		要件	限度面積	減額される割合
被相続人等の事業の用に供されていた宅地等	貸付事業以外の事業用の宅地等	① 特定事業用宅地等に該当する宅地等	400㎡	80%
		② 特定同族会社事業用宅地等に該当する宅地等	400㎡	80%
	貸付事業用の宅地等	③ 貸付事業用宅地等に該当する宅地等	200㎡	50%
		④ 貸付事業用宅地等に該当する宅地等	200㎡	50%
		⑤ 貸付事業用宅地等に該当する宅地等	200㎡	50%
被相続人等の居住の用に供されていた宅地等		⑥ 特定居住用宅地等に該当する宅地等	330㎡	80%

(注) 特例の適用を選択する宅地等が以下のいずれに該当するかに応じて、限度面積を判定します。

- 1 特定事業用宅地等(①又は②)を選択する場合又は特定居住用宅地等(⑥)を選択する場合
(①+②)≤400平方メートルであること。また、⑥≤330平方メートルであること。
- 2 貸付事業用宅地等(③、④又は⑤)及びそれ以外の宅地等(①、②又は⑥)を選択する場合
(①+②)×200/400+⑥×200/330+(③+④+⑤)≤200平方メートルであること。

(3) 農地の納税猶予の特例の適用が受けられない。

農地の納税猶予の特例とは、農業を営んでいた被相続人から、農業の用に供されていた農地等を相続等により取得した農業相続人が、その農地等において引き続き農業を営む場合に、一定の要件の下に相続税額の納税を猶予するという制度です。

(4) 相続税の物納ができない。

相続税では、税金を金銭で納付することが困難で、一定の相続財産(有価証券や不動産等)を金銭にかえて納める「物納」が認められています。

(5) 非上場株式等の納税猶予が適用できません。

会社の後継者である相続人等が、相続等により、経済産業大臣の認定を受ける非上場会社の株式等を先代経営者である被相続人から取得し、その会社を経営していく場合には、その相続人等が納付すべき相続税のうち、その非上場株式等(一定の部分に限ります。)に係る課税価格の80%に対応する相続税の納税が猶予されます。

ただし、次の場合は(1)と(2)の適用を遡って受けることができます。当初の申告時には、その分割の行われていない財産について、これらの特例の適用を受けることはできませんが、相続税の申告書に「申告期限後3年以内の分割見込書」を添付して提出しておき、相続税の申告期限から3年以内に分割された場合には、特例の適用を受けることができます。この場合、分割が行われた日の翌日から4か月以内に「更正の請求」を行うことができます。なお、相続税の申告期限の翌日から3年を経過する日において相続等に関する訴えが提起されているなど一定のやむを得ない事情がある場合において、申告期限後3年を経過する日の翌日から2か月を経過する日までに、「遺産が未分割であることについてやむを得ない事由がある旨の承認申請書」を提出し、その申請につき所轄税務署長の承認を受けた場合には、判決の確定の日など一定の日の翌日から4か月以内に分割されたときに、これらの特例の適用を受けることができます。適用を受ける場合は、分割が行われた日の翌日から4か月以内までに「更正の請求」を行う必要があります。

※平成23年12月改正で、配偶者に対する相続税額の軽減の更正の請求について一定の場合に限り適用することとされていた「当初申告要件」を廃止し、事後的に更正の請求による適用を認めることとされました。但し税務調査が入り、税務署から指摘を受けてからは認められないこともあります。

遺産が未分割の場合、上記のような制度の適用が受けられないため、相続税が割高となり、申告時に納付する税額が多額になってしまいますので、申告期限内に遺産分割を決めてしまうのが一番ですが、遅くとも申告期限後3年以内には遺産分割を決めるのが相続税法上有利といえます。

2. 相続税の申告期限内に遺産の分割が決まらない場合の申告方法

相続税申告書の提出期限までに遺産の分割が決まらない場合は、民法で規定する相続分により、取得する財産と承継する債務の金額を計算し、申告をします。そして後日、分割協議が終わり次第、次のとおり申告することになります。

- 分割の決定により、1回目の申告時より税金が多い場合
 - ▶ 「修正申告書」を提出し、追加の税額を納めます。
- 分割の決定により、1回目の申告時より税金が少ない場合
 - ▶ 「更正の請求」をし、1回目に多く支払った税金を還付してもらいます。

相続税の申告期限までに遺産分割が決定していない場合、相続税法上様々なデメリットがあるだけでなく、精神的、経済的な負担も大きくなりますので、円滑な相続をするためにも遺言書を作成しておくといでしょう。

営業職
必見!

営業職に
大いに役立つ!

100切り! ゴルフ予備校

ゴルフスクールでは教えてくれない100切りマニュアル

第50時限

腕を使用せずにクラブを上げる方法を感じる

こんにちは大崎です。

ゴルフレッスンを行っている、生徒の皆さんから、『今までの感覚と全然違う』というお言葉をよくお聞きします。

クラブをトップまで運ぶ感覚も、かなりの方が驚かれます。

ゴルフクラブはセットアップから上半身の捻転によって、スイングトップまでクラブを運びます。

2016年7月のあぐりタイムズで『大きな筋肉を使用してのテークバックドリル』でレッスンしましたが、なかなかその感覚を感じることは難しいかもしれません。クラブが勝手にトップまで動いてしまう感覚を、感じるのが良いかもしれません。そこで、体得のための、次なるドリルです。



ほんの少し段のあるところにクラブヘッドをひっかけるようにして、セットアップします。

そのまま上半身を捻転していくと、クラブヘッドが上半身の捻転によるためのパワーに負けて動き出します。



上半身を捻転させるとクラブが勝手に段差を乗り越えてしまいます。



乗り越えた勢いを利用してクラブが勝手にトップまでいかせてしまいます。



肩と肘をクラブに逆らわずに動かすのがコツです

そのままトップまでクラブが動く感覚を、体感してください。

肩とひじをクラブの動きにさかわらずに動かすのがコツです

このクラブの動きを上半身の捻転で作ること、ダイナミックゴールドなどのシャフトの重いクラブでも、重さを気にすることなくスイングトップまで、クラブが勝手に動くということです。

2016年7月のあぐりタイムズ『大きな筋肉を使用してのテークバックドリル』とあわせて、体に刻み込みましょう。

このように体の捻転でクラブが勝手に動く要素を取り入れることによって、自身の腕でクラブを動かすよりも、確実にテークバックの再現性がアップします。

スコアアップ

あなたなら絶対出来ます

ゴルフクラブは腕を使わず上半身の捻転力でトップまで運びましょう



町田モダンゴルフ リアルレッスン

講師：大崎 聡 (おおさき あきら)

ご相談お申込みは > **090-3105-7246**

サイトではお役立ちレッスンをご紹介します。



ameblo.jp/hoshitakato/

100切りゴルフ予備校 検索

ゴルフのお悩み、私が解決します！

合理的な練習方法こそが、ダントツのスコアのコツです。